



4月からの消費税率の引上げに伴う

# 臨時的な給付金や手当の申請はお済みですか？

**申請は9月30日(火)までです！  
お早めに申請してください！**

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、住民税が課税されない人や子育て世帯の人への負担を緩和するため、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当」が支給されます。

給付金・手当を受給するためには申請が必要となります。支給対象となる可能性がある人には、7月上旬に申請書を送付しました。9月30日(火)までが申請期限になっていますので、お早めに申請してください。

※公務員の方は職場で申請書等が配布されています。

詳細につきましては、広報6月16日号の折込チラシまたは市ホームページをご覧ください。

市ホームページ：<http://www.city.chiryu.aichi.jp/>

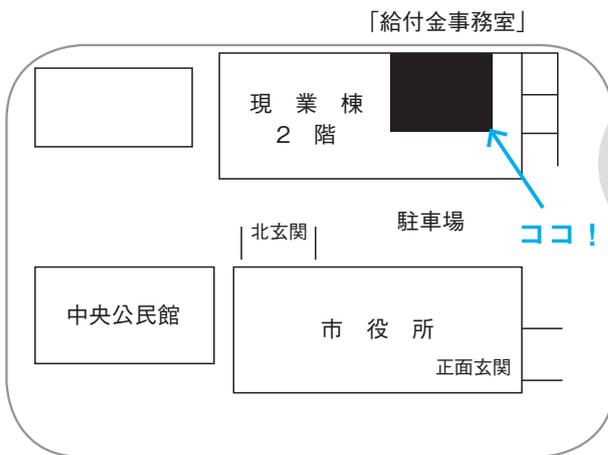
## ◆ 申請期限

平成26年9月30日(火)

## ◆ 申請方法

送付された申請書に必要な事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。(状況により添付書類が必要になる場合があります。)

窓口へ提出される場合の受付は、市役所駐車場北側 現業棟2階「給付金事務室」(右図)になりますのでご注意ください。



市役所内ではありません。お間違えのないように！

カクニヤ



受付窓口開設時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

## ◆ 給付金・手当の受取方法

申請書を提出



支給決定通知 または  
不支給決定通知が届きます



支給決定通知が届いた人は

★臨時福祉給付金は申請書に記載した口座に入金されます。

★子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当は原則として児童手当の口座に入金されます。

申請から入金まで1～2か月程度かかります



【問合せ】給付金事務室 ☎83-1111 (内線179)